



**市役所の窓口手続が簡単に
「行かない」「書かない」窓口がスタート**

令和7年1月6日（月）から、「スマート申請システム」「かんたん窓口システム」を導入し、「行かない」「書かない」窓口がスタートします。

【本件のポイント】

- 1月6日（月）から「スマート申請システム」と「かんたん窓口システム」を導入し、「行かなくてもいい」「書かなくてもいい」窓口をスタート

【本件の概要】

1 「行かない」窓口「スマート申請システム」

オンライン上のナビゲーション機能で必要な手続を確認し、必要事項を入力することで申請が完了します。

また、来庁が必要な手続でも事前に申請ができ、来庁時に素早く手続を進めることができます。

(1) 内容

ア オンライン申請

専用サイトで手続を選択し、必要項目を入力すると申請が完了します。

イ 来庁が必要な手続の事前申請、申請書の簡単作成

専用サイトで手続を選択し、必要項目を入力すると発行される二次元コードを市民総合窓口で提示し、職員が読み取ると申請書が完成します。

2 「書かない」窓口「かんたん窓口システム」

オンライン申請や事前申請をしなくても、窓口で職員と対面で、タブレットを操作して申請書が作成できます。

(1) 内容

専用端末で、マイナンバーカードや免許証などから基本情報を読み取り、タブレットに表示される質問に回答を入力することで、来庁時に署名などの最低限の記載で簡単に申請書が作成できます。

事前申請をせずに来庁した場合でも、申請書を書かずに手続ができます。

3 運用開始日 令和7年1月6日（月）

4 その他

4月1日（月）から開始している窓口来庁予約を利用いただくと、来庁が必須の手続であっても、待ち時間なく、スムーズに窓口へ御案内できます。

【問合せ】 三条市市民部 市民窓口課 市民総合窓口係 藤井、川上

電話：0256-34-5540